

消費者の権利を実現します！



1. 包括的なつけ込み型勧誘の取消権の創設〔消費者契約法〕

消費者が契約を結ぶかどうかを決定するために合理的な判断ができない事情があることを事業者が知りながら、契約を結ばない選択を妨げる行為をした場合の契約取消権を創設します

2. 販売預託商法の原則禁止、詐欺的定期購入の規制強化等

契約書等の電子化はしません



本来であれば望まない契約をしてしまい、弁護士等に相談して契約の取り消しを試みる場合、紙の契約書等がなければ、早期の解決が一層困難となるため、契約書等は電子化しません

3. クーリング・オフ期間の延長〔特定商取引法など〕



特定の商取引において、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも再考できるよう、無条件で契約を撤回・解除できるクーリング・オフ制度の期間を、特に20歳未満の者については、1週間延長します。

情報の質・量及び交渉力の格差から消費者を守る